

西東京市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 **第8期**

令和3年度～令和5年度
2021年度 2023年度

いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市
～ みんなで支え合うまちづくり ～



令和3年(2021年)3月

1 策定の背景と趣旨

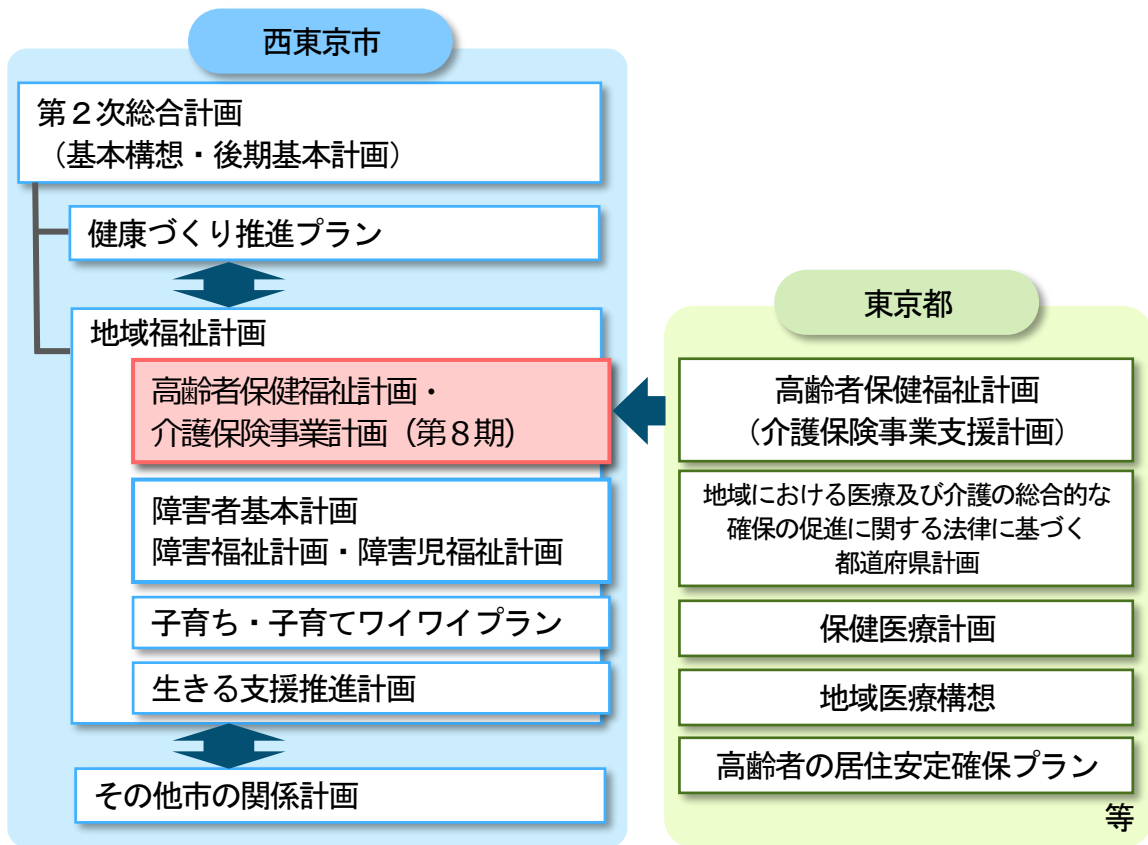
わが国の介護保険制度は、創設されてから20年が経ちました。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えたサービス基盤整備や地域共生社会の実現、介護予防・フレイル予防や地域づくりの推進、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の充実、地域包括ケアシステムを支える人材確保、災害や感染症対策などが必要となっています。

「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」は、これらのことを踏まえながら、第7期計画での取組や実績を発展的に継続させることとし、「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市～みんなで支え合うまちづくり～」を基本理念とし、市が目指す姿や具体的に取り組む施策を明らかにすることを目的として策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的な計画として策定するものです。



3 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）を初年度として令和5年度（2023年度）を目標年度とする3か年です。



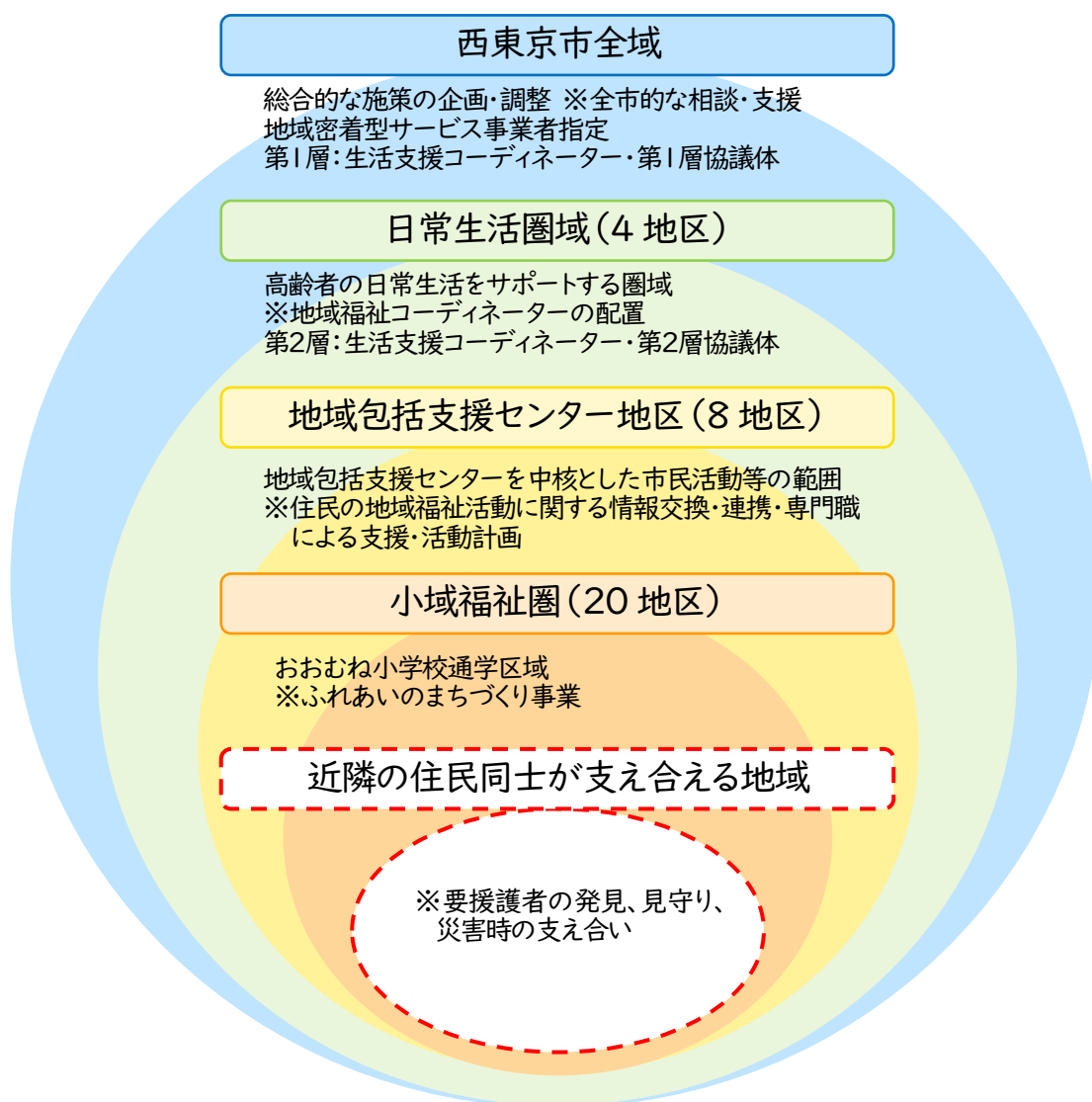
4 圏域の設定

西東京市では、福祉サービスの提供や支え合い活動の取組や仕組みづくりを効果的に展開していくために、4層の圏域（市全域、日常生活圏域（4地区）、地域包括支援センター地区（8地区）、小域福祉圏（20地区））を設定しています。

日常生活圏域は、身近な地域に様々なサービス拠点を整備し、たとえ介護を必要とする状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービス基盤の整備を進めるために取り入れられた考え方です。

西東京市では、第3期介護保険事業計画から日常生活圏域として、面積及び人口、行政区域、社会資源の配置や鉄道などの交通事情などを総合的に勘案して、一定規模を有する4地区（北東部、中部、西部、南部）を設定し、各圏域の特色、実情に応じた多様で柔軟なサービスを提供しています。

■西東京市の圏域設定の考え方

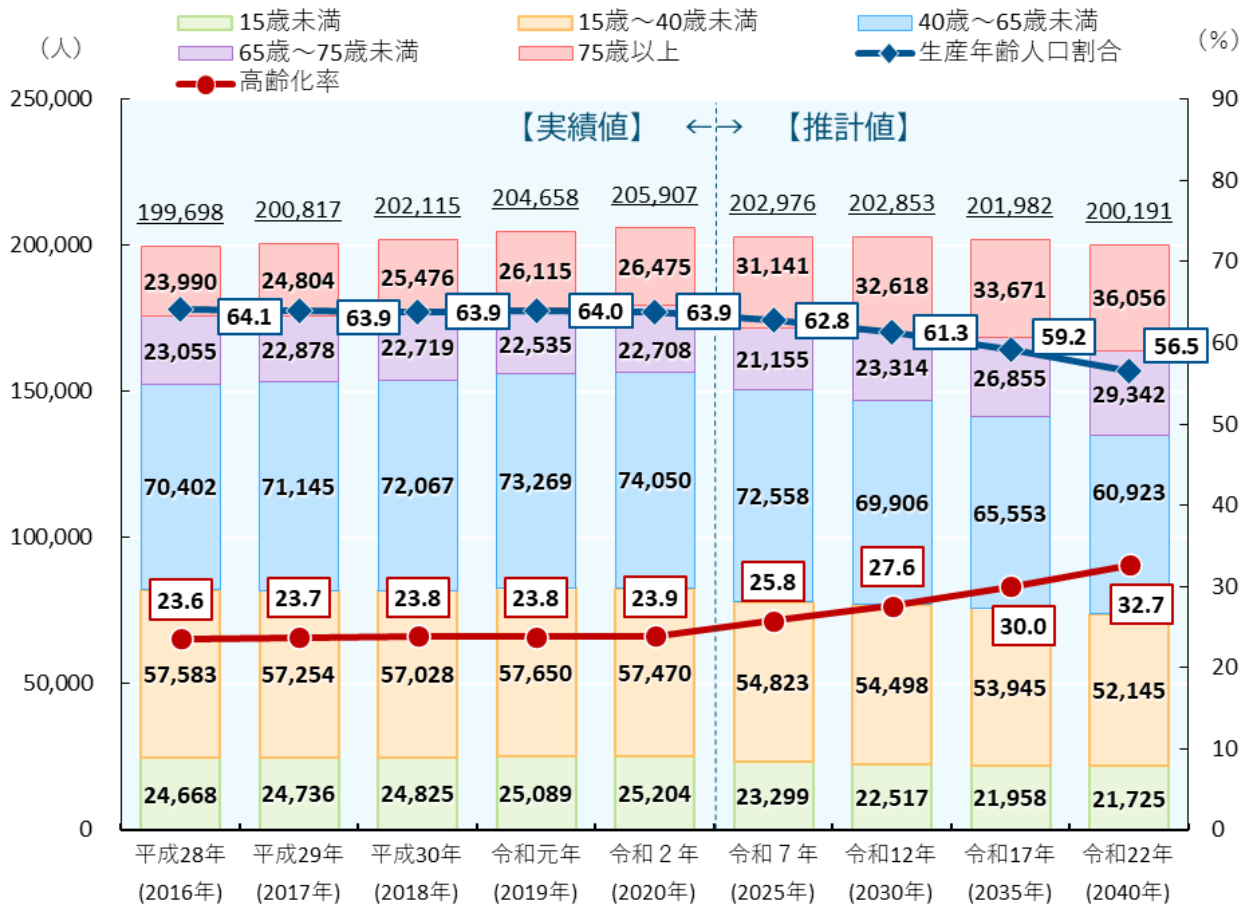


5 西東京市の現状

西東京市の令和2年（2020年）10月1日現在の総人口は205,907人です。65歳以上の高齢者人口は49,183人であり、高齢化率は23.9%となっています。また、高齢者のうち75歳以上は53.8%を占めています。

総人口は、今後減少していく見込みです。一方で、高齢者人口は、令和7年（2025年）に52,296人、令和22年（2040年）に65,398人になると推計され、高齢化率は令和7年（2025年）に25.8%、令和22年（2040年）には32.7%と増加する一方、生産年齢人口割合は令和7年（2025年）の62.8%から令和22年（2040年）には56.5%と減少していく見込みです。

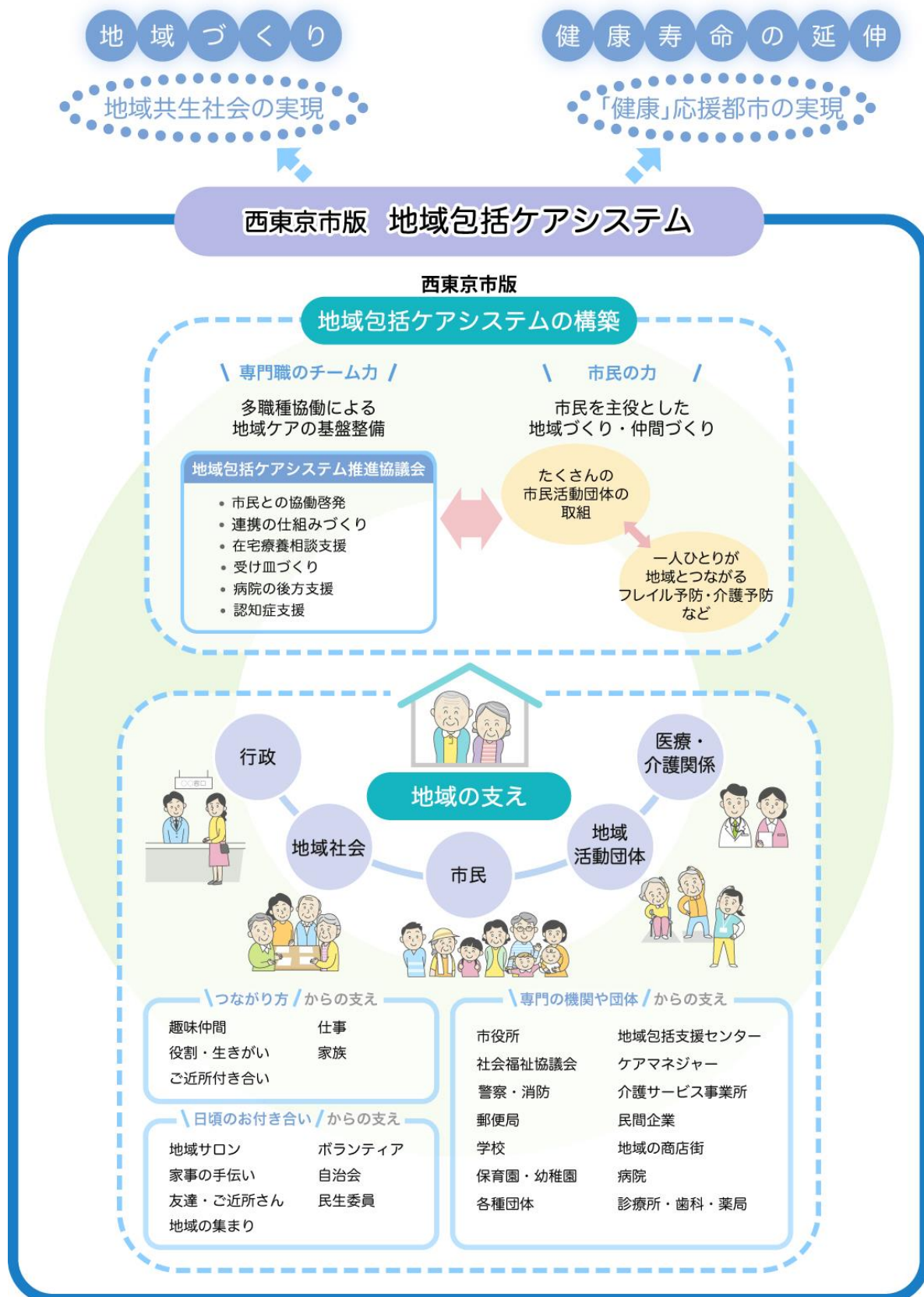
■西東京市の人口推移（グラフ）



(出典)【令和2年(2020年)以前】西東京市「西東京市住民基本台帳」(外国人を含む)、【令和7年(2025年)以降】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30年(2018年)推計)を基に作成(各年10月1日現在)

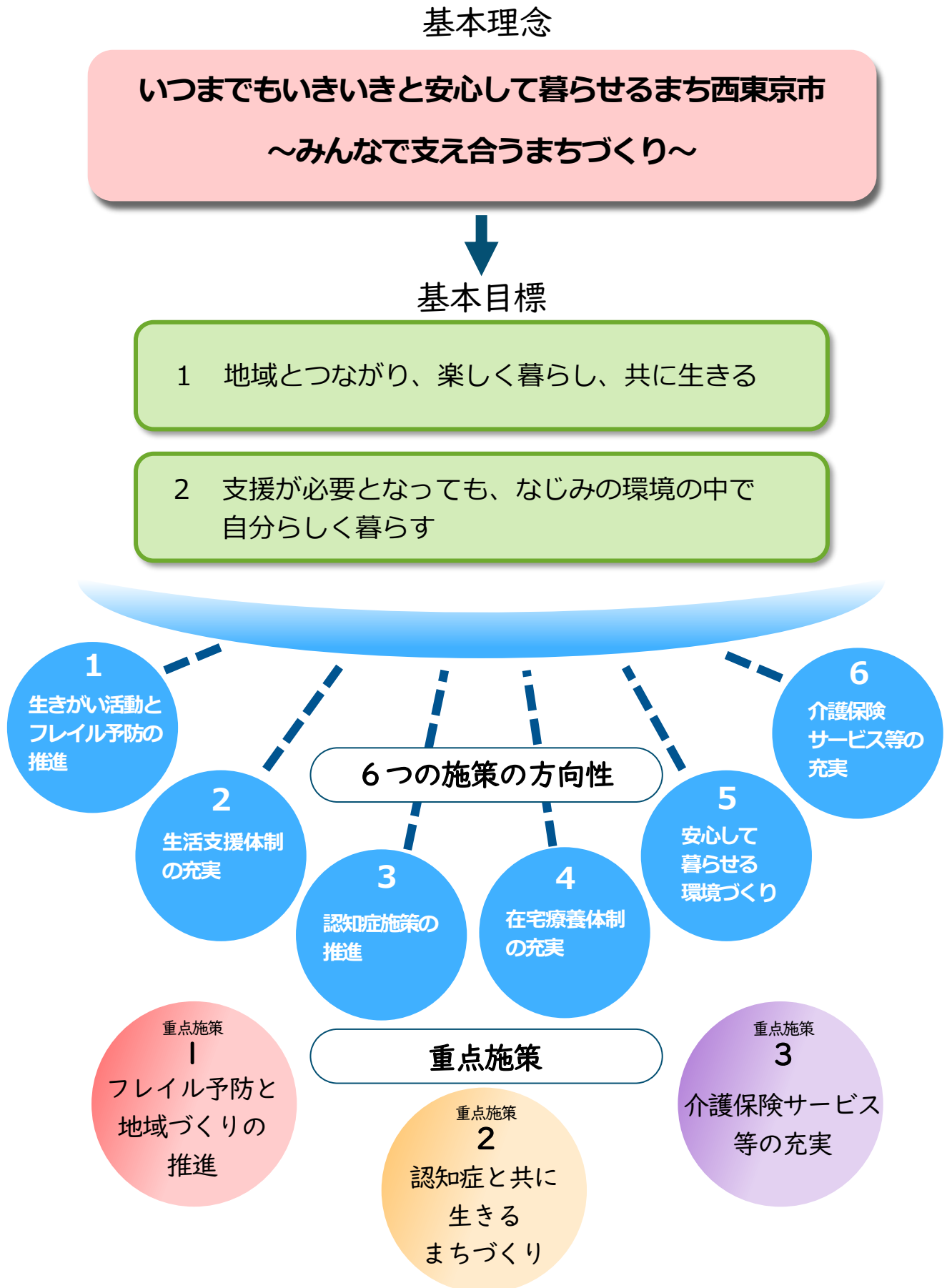
1 西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向けて

第8期計画では、「市民を主役とした地域づくり・仲間づくり」と「多職種協働による地域ケアの基盤整備」の取組を更に推進し、「健康」応援都市や地域共生社会の実現に向けたプラットフォームを目指すとともに、地域でのつながり方や日頃のお付き合い、専門的な支援などの様々な支えの中で、市民の力と専門職のチーム力を生かした西東京市版地域包括ケアシステムの構築を推進します。



2 計画の全体像

第8期計画の全体像は、以下のとおりです。



3 基本理念

いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市 ～みんなで支え合うまちづくり～

第8期計画においては、第7期計画に引き続き「いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち西東京市～みんなで支え合うまちづくり～」を基本理念として定めます。

高齢者一人ひとりが、それまでに培ってきた多様な人々とのつながりの中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、多様な主体が連携し、また、高齢者自身も自ら地域の一員となって互いに支え合うことのできる地域づくりを発展的に継続していくことが重要となっています。

西東京市では、第2次総合計画において、「健康」応援都市の実現を掲げ、いつまでも健康で元気に暮らすことを施策とし、住み慣れた地域で生涯を通じて健康で心身ともに自立した生活を送ることができるよう、地域に住む人々が相互につながる仕組みを充実させるとしています。

また、第4期地域福祉計画において、西東京市版地域共生社会の実現のために、世代や分野を越えた考え方でのつながりづくり、仕組みづくりが必要であり、高齢者・障害者・子どもなど各分野の計画で共通して「地域づくり」に取り組んでいくこととしています。

4 基本目標

1 地域とつながり、楽しく暮らし、共に生きる

2 支援が必要となっても、なじみの環境の中で自分らしく暮らす

基本理念のもとに2つの基本目標を掲げ、様々な高齢者やその家族の思いに応えられる仕組みづくりを行っていきます。

健康づくりや生きがい活動、地域の中での人とのつながりづくり、防災防犯の体制整備など、様々な場面で高齢者が「地域とつながり、楽しく暮らし、共に生きる」ための施策を展開していきます。

介護や医療などの「支援が必要となっても、なじみの環境の中で自分らしく暮らす」ことができるよう、多種多様な介護等のサービスの中から自分に合ったサービスを利用し、高齢者自身やその家族が望む形で暮らしていくことができるよう支援していきます。

5 施策の方向性

1

生きがい活動と
フレイル予防の
推進

- ◆高齢者になっても心身ともに健康な期間である健康寿命を延伸できるよう、介護予防・フレイル予防に取り組みます。
- ◆高齢者個人それぞれの個性や特性を生かした生きがい活動等を支援するとともに、就労や地域の活動の担い手としても活躍する高齢者の地域参加を促進します。
- ◆市民が日頃から健康づくりに取り組む自主活動の支援や地域づくり・仲間づくりの支援、その環境整備に取り組んでいきます。

2

生活支援体制
の充実

- ◆必要な情報が必要な人に適切に伝わる仕組みを充実させるとともに、複雑・複合化した相談に対しても柔軟に対応します。
- ◆ちょっとした助け合い、支え合いがある地域づくりを進め、様々な取組を検討していきます。
- ◆高齢者福祉サービスを提供するとともに、権利擁護や高齢者虐待防止など生活を総合的に支援する体制を充実します。

3

認知症施策の
推進

- ◆認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、認知症に対する正しい知識や理解を広げる取組や認知症の方やその家族の視点に立った支援を充実します。
- ◆「共生」と「予防」の視点から認知症の方が地域で暮らし続けることができるよう施策を推進します。

4

在宅療養体制
の充実

- ◆市民に対し、在宅療養や終末期医療、住み慣れた居場所での看取り等についての理解促進に取り組みます。
- ◆多職種協働による地域ケアの基盤整備に向けて、在宅療養連携支援センター「にしのお」をはじめ、市民や多職種が連携した在宅療養体制の整備を図り、在宅での最期を希望する人が安心して在宅療養生活を送れる体制を充実します。

5

安心して
暮らせる
環境づくり

- ◆生活の基盤となる住まいについて、その人に合った多様な住まい方が選択できるよう支援するとともに、全ての人にとって安全・快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- ◆防災や防犯、新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対策など、いざというときの仕組みづくりを進め、高齢者が安心して暮らせる環境を整備します。

6

介護保険
サービス等の
充実

- ◆必要な時に必要なサービスを受けることができるように、介護保険サービスの質の向上、介護人材の確保・介護現場の革新への支援などに取り組みます。
- ◆保険者として適正なサービス提供の確保と適正化などを通じて、より安定した介護保険制度の運営に努めます。

6 重点施策

重点施策

1

フレイル予防と地域づくりの推進

■フレイル予防の啓発・介護予防の推進

フレイル予防・健康づくりの必要性を高齢者自身が認識し、自ら運動や栄養などの心身の健康づくり・介護予防に主体的に取り組むための環境づくりを進めるとともに、地域・人とのつながりの重要性を啓発し、取組を継続するための仕組みづくりを進めていきます。

■支え合いのある地域づくりの推進

住み慣れた地域でできるだけ長く暮らしていけるよう、フォーマル・インフォーマルなサービスだけではなく、支え合いのある地域づくりを進めていきます。

誰でも通える集いの場や助け合い活動など地域の中での住民主体の活動の支援を行うとともに、高齢者を含めた地域住民の地域参加への支援を行います。

■高齢者の地域活動の推進

一人ひとりが自らの趣味や嗜好に合わせた運動や文化活動等の生きがいを持った活動を行い、また、それだけにとどまらず、自らのこれまでの人生で培った豊富な知識や技術を生かし、就労やボランティア活動等、地域の中で役割を持って活動に取り組んでもらうことが、活力に満ちた地域の実現につながるため、高齢者の社会参加を進めるための取組を充実します。

➤重点的に取り組む施策と取組目標

施策体系・施策等 1-1-1 フレイル予防の自分事化の啓発

指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フレイルという言葉も内容も知っている一般高齢者の割合（高齢者一般調査）	30.8% (令和元年度)	—	40%	—

施策体系・施策等 1-2-7 住民同士の支え合い活動の充実

指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援ボランティアポイント登録者数	560人	580人	600人	620人

施策体系・施策等 1-2-8 高齢者の通いの場の充実

指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住民主体の通いの場の箇所数	65箇所	68箇所	71箇所	74箇所
通いの場の情報発信	検討	実施		

認知症と共に生きるまちづくり

■ 当事者・家族支援の充実

認知症の方を含めた高齢者や家族をはじめとした認知症の方の介護をする人への支援を充実し、安心して生活できる環境づくりを進めます。

生活上の困難が生じた場合でも、周囲の家族や地域住民の理解のもと、当事者が希望をもって住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができ、社会参加ができるような体制を充実します。

また、認知症の方やその家族の不安や負担の声を身近に相談できる場を更に充実します。

■ 認知症の方を地域で支える体制の充実

認知症は誰もがなり得るものであり、認知症について正しく理解し、温かく見守り、認知症と共に生きる地域づくりを進めます。認知症サポーターの養成や「チームオレンジ」の仕組みの構築を進めるなど、認知症の方とその家族が地域で安心して暮らせる体制を充実します。

■ 認知症の予防・早期発見・早期診断の充実

認知症になるのを遅らせたり、認知症になっても進行を緩やかにしたりするための取組や認知症の可能性のある方を早期に発見し、早期に適切な支援につなぐことができるような体制を整え、認知症と診断された後も自分らしく生活できるような体制を充実します。

➤ 重点的に取り組む施策と取組目標

施策体系・施策等 3-1-3 認知症の普及・啓発

指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症ケアパスの配布	3,000部	3,000部	3,000部	3,000部

施策体系・施策等 3-2-1 認知症サポーターの育成支援

指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーターの新規登録者数	580人	1,500人	1,500人	1,500人
認知症サポーター・ボランティアの新規登録者数	5人	30人	30人	30人

施策体系・施策等 3-2-4 早期診断・早期対応のための体制整備

指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム事業対象件数	7件	15件	17件	19件
認知症検診推進事業の実施	普及啓発	普及啓発・検診		

介護保険サービス等の充実

■サービスの質の向上

自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントをはじめとした介護サービスの質の向上のため、ケアマネジメントの環境整備、介護保険連絡協議会や主任ケアマネジャー研究協議会等を中心とした介護サービスの質の向上を図る取組を充実します。

■介護人材の確保・介護現場の革新への支援

継続的に質の高いサービスが地域で提供されるために、介護人材の確保・育成に向けた研修や講習会などを実施するとともに、ICTの活用促進、処遇改善に向けた取組を支援します。

■保険者機能の強化

介護保険のマネジメントの強化のため、介護給付の適正化に取り組み、より安定した介護保険制度を運営できるよう取り組みます。

➤重点的に取り組む施策と取組目標

施策体系・施策等 6-1-1 ケアマネジメントの環境の整備

施策体系・施策等 6-2-2 介護人材確保の支援策の検討

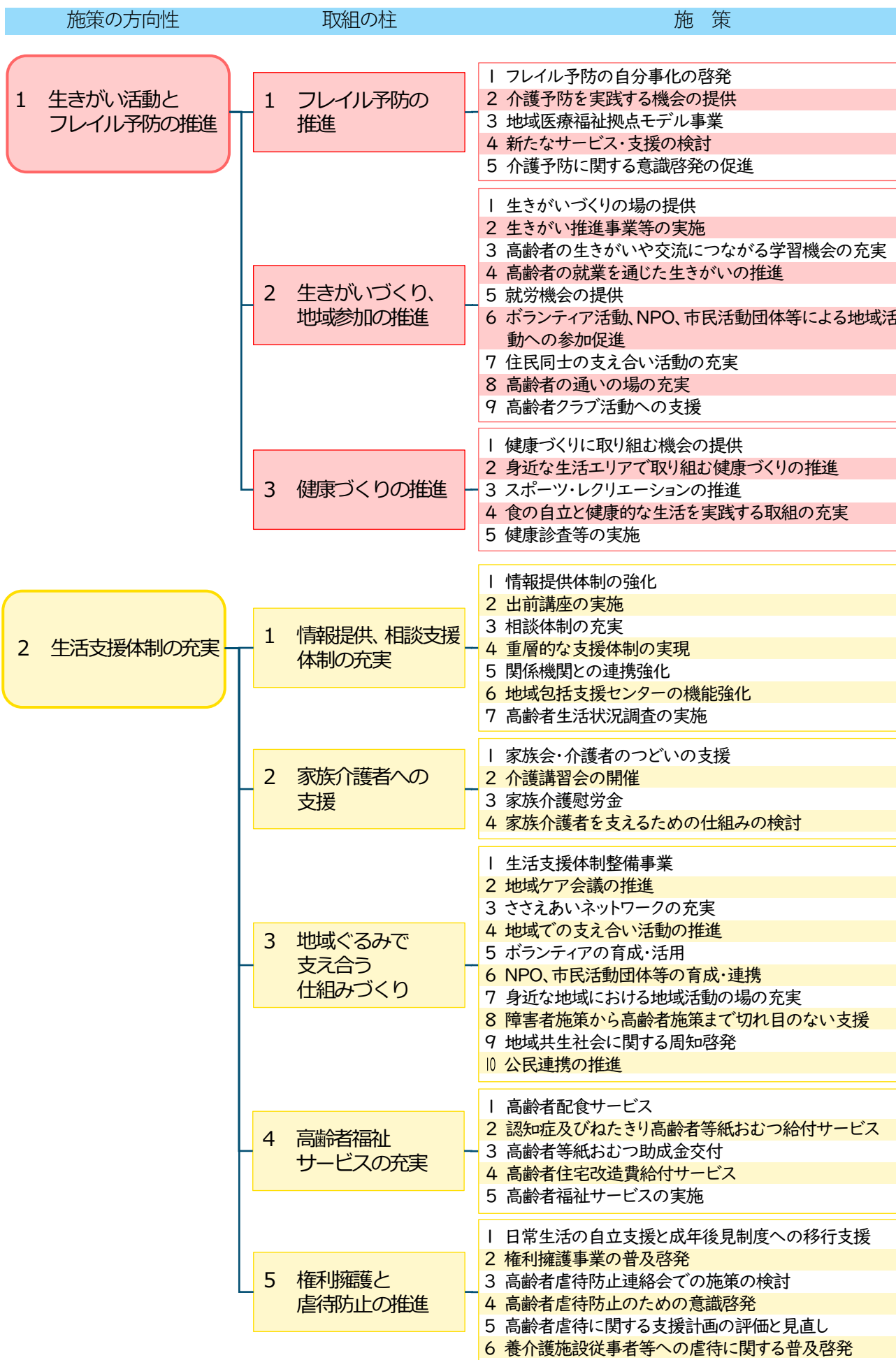
施策体系・施策等 6-2-3 介護人材の育成・質の向上

指 標	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護職員初任者研修受講料助成対象者数	6人	10人	10人	10人
居宅介護支援事業者分科会	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、分科会による情報提供や講演会は実施していない 居宅介護支援事業者分科会情報等資料配布 11回	11回	11回	11回
訪問介護事業者分科会		6回	6回	6回
通所介護・通所リハビリ事業者分科会		2回	2回	2回
福祉用具貸与・販売・住宅改修事業者分科会		3回	3回	3回
施設合同分科会		2回	2回	2回
認知症対応型共同生活介護事業者分科会		4回	4回	4回
訪問看護・訪問入浴介護事業者分科会		1回	1回	1回

施策体系・施策等 6-2-4 ICTの活用による介護事業所の負担軽減等の支援

施策体系・施策等 6-4-1 介護給付適正化の取組の推進

施策体系図



施策の方向性	取組の柱	施策
3 認知症施策の推進	1 認知症の方などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 1 認知症に関する意識啓発及び講座等の実施 2 若年性認知症施策の推進 3 認知症の普及・啓発 4 みまもりシールの配付、あんしん声かけ体験 5 認知症高齢者徘徊位置探索サービス
	2 認知症の方を地域で支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 1 認知症サポーターの育成支援 2 認知症カフェの普及 3 認知症支援コーディネーターの配置 4 早期診断・早期対応のための体制整備
4 在宅療養体制の充実	1 市民への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 1 在宅療養、終末期・看取りについての意識啓発 2 医療機関等の情報提供（西東京市健康事業ガイド等）
	2 在宅療養の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 1 在宅療養者が安心できる体制の充実 2 多職種連携を強化する関係づくりの構築 3 多職種連携のための情報共有の仕組みづくり 4 在宅療養に係る相談体制の充実 5 在宅歯科医療連携の推進 6 介護施設等における看取りの推進 7 泉小学校跡地の活用
5 安心して暮らせる環境づくり	1 多様な住まい方の実現	<ul style="list-style-type: none"> 1 民間賃貸住宅を活用したセーフティネットの構築 2 高齢者の住まい方に関する情報提供 3 シルバーピアの運営 4 養護老人ホームへの入所
	2 人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者への外出支援 2 安心して歩ける道路の整備の推進
	3 いざというときの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者救急代理通報システム等の設置 2 高齢者緊急短期入所サービス 3 災害時要援護者及び避難行動要支援者の支援体制の整備 4 災害時等における支援計画の作成 5 災害時における避難者受け入れ体制整備の検討 6 地域の防犯体制の整備 7 防犯意識の啓発・情報提供 8 消費者保護の仕組みづくり 9 高齢者の感染症等に対する予防・啓発
6 介護保険サービス等の充実	1 サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 1 ケアマネジメントの環境の整備 2 主任ケアマネジャーの活動を通じたケアマネジメントの質の向上 3 サービス事業者の質の向上 4 講習や研修会の情報提供 5 福祉サービス第三者評価の普及・推進
	2 介護人材の確保・介護現場の革新への支援	<ul style="list-style-type: none"> 1 西東京市くらしヘルパーの育成・活用 2 介護人材確保の支援策の検討 3 介護人材の育成・質の向上 4 ICTの活用による介護事業所の負担軽減等の支援
	3 介護保険サービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護保険連絡協議会の充実 2 地域密着型サービスの充実・効果的な活用 3 介護サービス事業者の情報の積極的な発信 4 地域リハビリテーションネットワークの強化 5 「介護の日」事業の実施 6 分かりやすい広報活動の充実
	4 保険者機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護給付適正化の取組の推進 2 地域密着型サービス・居宅介護支援事業者の指導検査体制の強化 3 保険料収納率向上の取組

1 基本的考え方

第8期計画策定においては「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2点を基本的な考え方として、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域・住まいで、暮らし続けることができる地域を目指して取組を進めていきます。

(1) 地域支援事業の充実

西東京市では、第6期計画以降、地域支援事業を充実させることにより、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

今後も被保険者である高齢者が、要介護・要支援状態にならず、社会参加による自立した日常生活が続けられるよう支援するためには、更なる地域支援事業の充実が重要です。介護予防・日常生活支援総合事業の実施とともに、フレイル予防の推進にも取り組み、これらをきっかけとした地域における支え合いの仕組みを構築していきます。

また、第7期計画に引き続き、在宅医療・介護連携の推進と在宅療養の推進、認知症施策の推進など、市民ニーズと地域の社会資源を踏まえ、関係機関などとともに取り組んでいきます。

(2) 地域密着型サービスの整備

第7期計画では、市内ですべて初めて定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護を整備するとともに、認知症高齢者グループホームを整備しました。

中重度の要介護者の増加により生じる、定期的かつ高頻度の見守り体制の必要性や、高まる医療ニーズへの対応として介護と看護が一体となったサービスが重要となっています。

このため、第8期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、医療や介護が必要となる中重度の方のためのサービスとして定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の更なる整備に取り組めます。

また、24時間介護サービスが必要となる方の受け皿として、新たに地域密着型介護老人福祉施設の整備に取り組めます。整備に当たっては、日常生活圏域ごとのサービス資源の状況も勘案し、事業者の誘致を推進します。

第8期計画の整備目標

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

⇒北東部圏域、西部圏域、南部圏域で合計2箇所整備

小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護

⇒北東部圏域、中部圏域、西部圏域で合計1箇所整備

地域密着型介護老人福祉施設

⇒市内全域で合計1箇所整備

2 介護給付の適正化の取組(第5期介護給付適正化計画)

第5期介護給付適正化計画では、第4期計画での取組を踏まえ、介護保険全体のマネジメントを適切に行うため、運営体制の安定化を図り、認定者数やサービスの利用状況、これまでの介護給付適正化に関する市の取組、事業者の状況などの現状把握と分析を行い、課題を整理した上で、更なる取組を推進していきます。

(1) 要介護認定の適正化

認定調査員、主治医、介護認定審査会委員の資質向上のための研修の充実を図ります。要介護認定を通じて得られる様々な介護状態の把握・分析を行い、自立支援・重度化防止等の取組に活用します。

(2) ケアプランの点検

これまで、自立支援・重度化防止に資するケアプランが作成できるよう、市内各居宅介護支援事業所に助言型のケアプラン点検を行ってきました。

引き続き各事業所の自己点検を促し、取組状況を把握するとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」を図るための支援を行います。

(3) 住宅改修等の点検

利用者の身体状況を踏まえた適切な住宅改修などとなるよう、利用者や住宅改修・福祉用具販売等を行う事業者への普及啓発とともに、適切なサービスが提供されるよう、必要に応じて聞き取りや訪問調査を実施し、助言等を行います。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

東京都国民健康保険団体連合会から提供される疑義のある介護給付の請求情報や、医療給付と介護給付との突合情報を基に、請求内容を点検し、サービス提供事業者が適切に介護報酬の算定を行うことができるよう、指導・助言を行います。

(5) 介護給付費通知

年1回、介護保険サービスの利用者に、サービス利用状況の確認と適切なサービス利用を普及啓発するため、利用したサービス事業所やサービスの種類、利用者の負担額などをお知らせするとともに、適正化の取組状況やサービスに関する情報提供などを併せて行います。

(6) 給付実績の活用

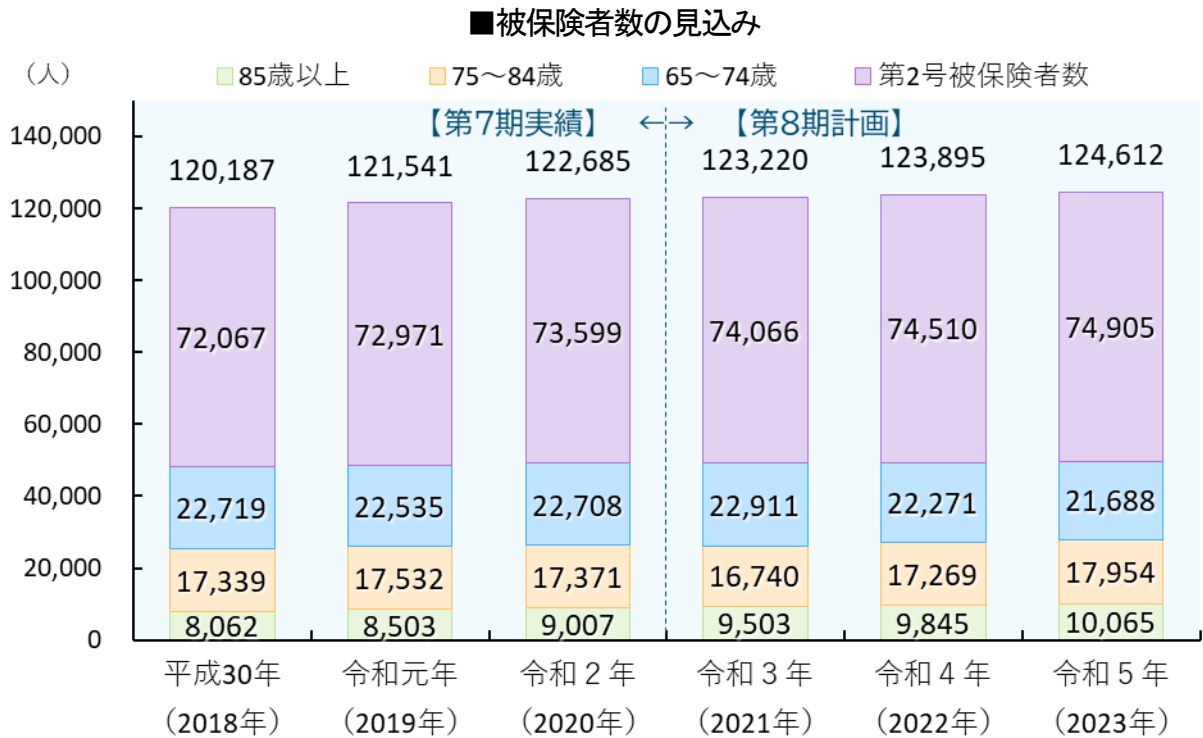
適切なサービス提供や介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るため、東京都国民健康保険団体連合会から提供されている給付実績データを活用し、介護給付適正化の取組や実地指導などへの活用を行います。また、地域包括ケア「見える化」システムなどを活用し、他自治体との比較、サービス種類ごとの利用状況の把握等を行い、各施策の評価・分析に生かします。

(7) 介護給付適正化計画のPDCA

毎年度、介護保険運営協議会を開催し、学識者等の専門職による事業運営状況や各施策の実施状況の把握、分析、評価等を行います。また、庁内の企画財政部門と連携した庁内検討組織により、適切な事業運営に努めます。

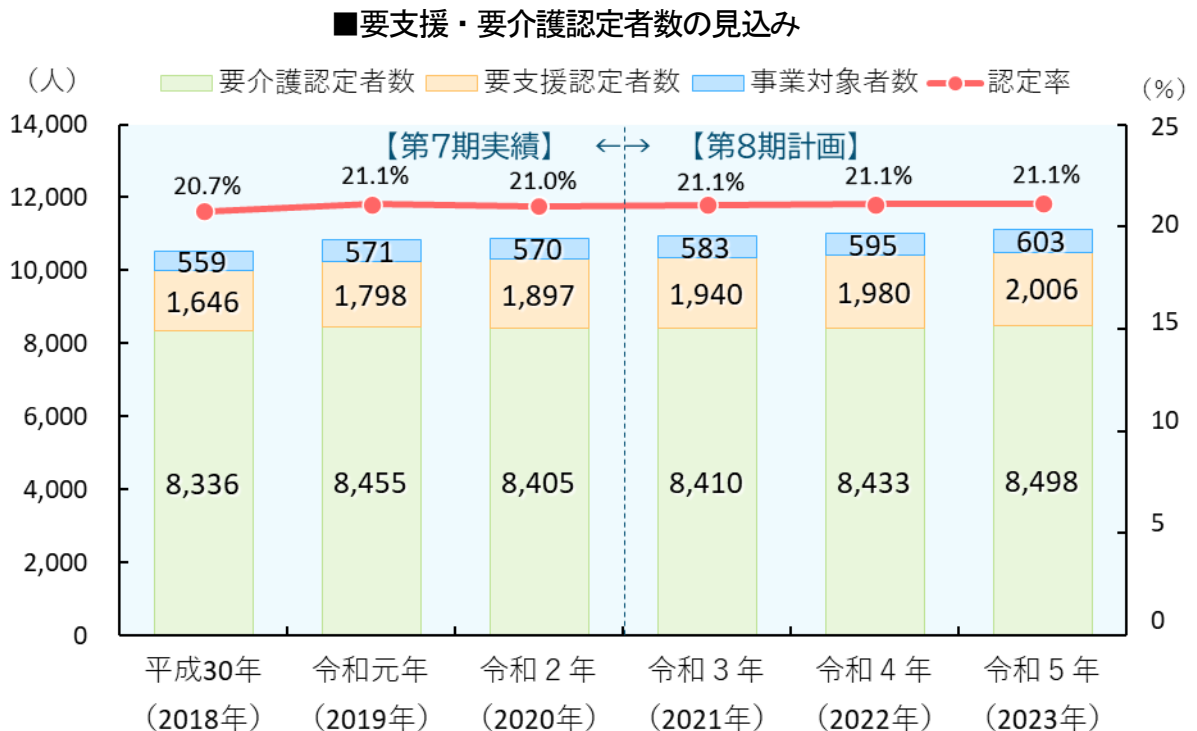
1 被保険者数

西東京市の第1号被保険者数は、計画期間の最終年となる令和5年（2023年）には49,707人となり、75歳以上の後期高齢者の増加を見込みます。



2 要支援・要介護認定者数と事業対象者数

第1号被保険者における要支援、要介護認定者数は、令和5年（2023年）には10,504人となり、認定率（第1号被保険者数に占める認定者の割合）は21.1%になると見込みます。



3 標準給付費

標準給付費とは、総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加算したものです。

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間の標準給付費見込額は、約485億5千万円になります。

（単位：千円）

区分	第8期計画			合計 (3年間)
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
総給付費	15,166,037	15,404,791	15,610,034	46,180,862
介護給付費	14,966,695	15,200,211	15,402,848	45,569,754
予防給付費	199,342	204,580	207,186	611,108
特定入所者介護サービス費等給付額	323,175	298,550	304,587	926,312
高額介護サービス費等給付額	400,879	402,028	410,157	1,213,064
高額医療合算介護サービス費等給付額	56,514	57,702	58,869	173,085
算定対象審査支払手数料	17,299	17,663	18,020	52,982
標準給付費見込額	15,963,904	16,180,734	16,401,667	48,546,305

4 地域支援事業費

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間の地域支援事業費見込額は、約22億1千万円になります。

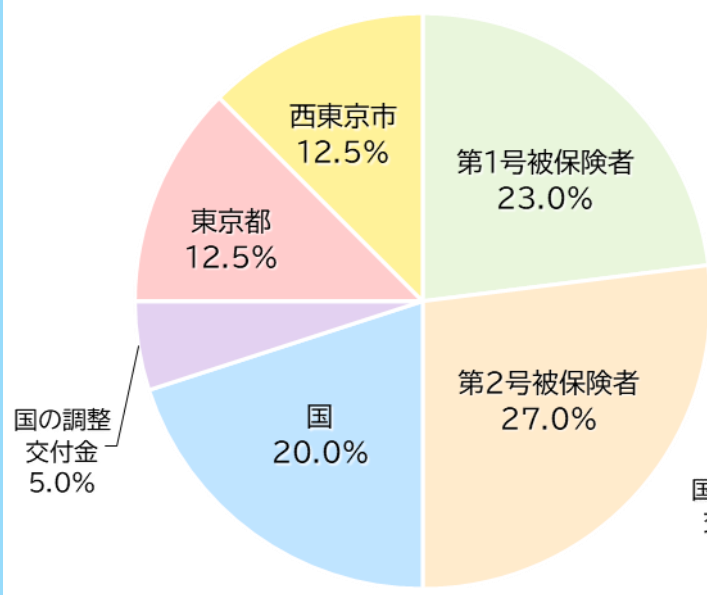
（単位：千円）

区分	第8期計画			合計 (3年間)
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防・日常生活支援総合事業費	386,899	382,539	389,287	1,158,725
包括的支援事業・任意事業費	337,354	357,976	358,821	1,054,151
地域支援事業費見込額	724,253	740,515	748,108	2,212,876

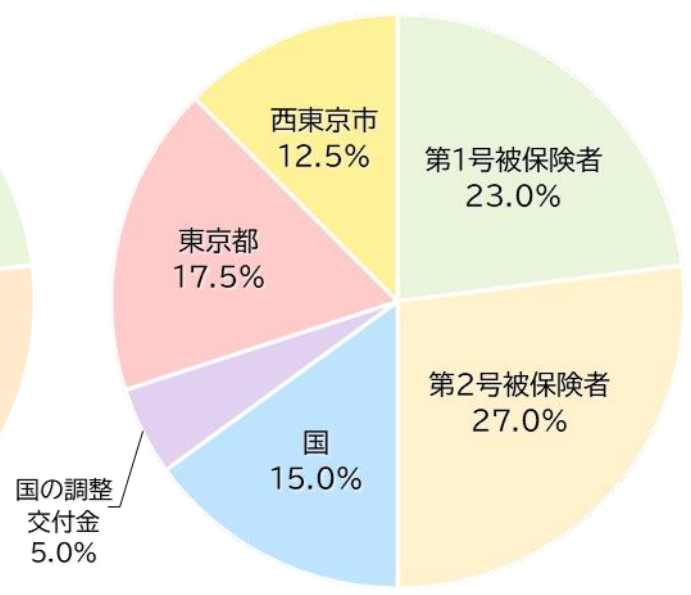
5 財源構成

事業費の財源は、第1号被保険者（65歳以上）の保険料のほか、第2号被保険者（40～64歳）の保険料、国・都・西東京市の負担金等により構成されます。費用ごとの負担割合は次のとおりです。

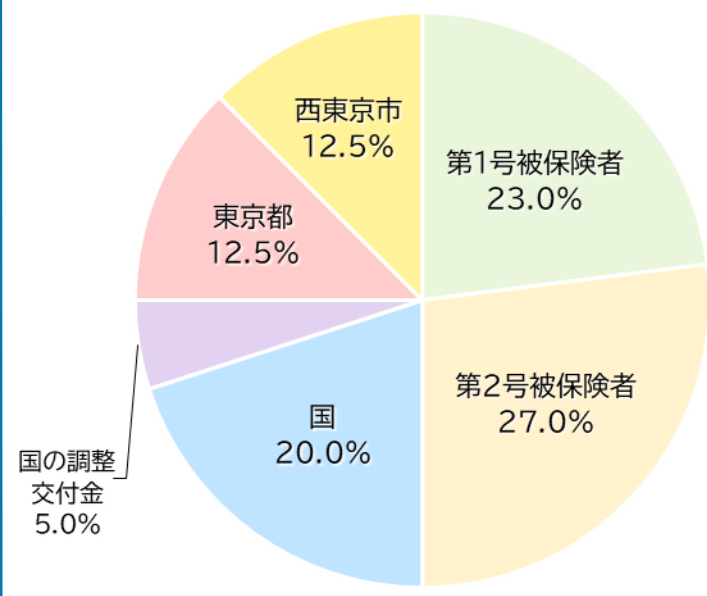
保険給付費
(居宅給付費)



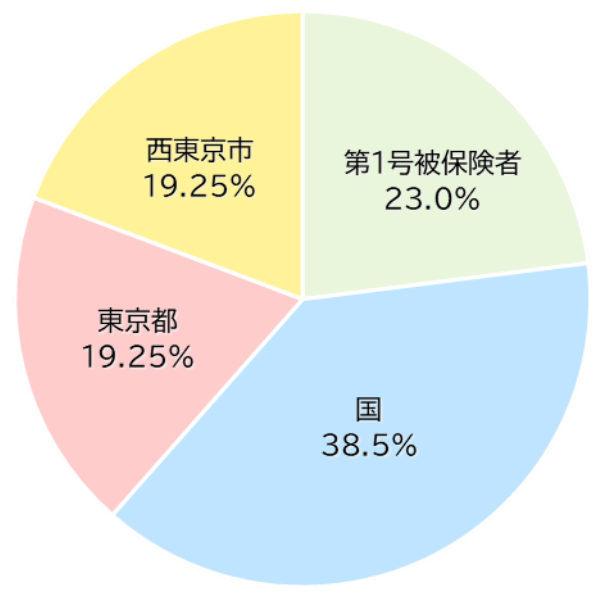
保険給付費
(施設等給付費)



地域支援事業費
(介護予防・日常生活支援総合事業)



地域支援事業費
(包括的支援事業・任意事業)



1 第1号被保険者保険料設定の基本的考え方

(1) 保険料段階について

保険料段階については、基準額に対する保険料の負担割合の決定及び第9段階以上の多段階設定が、各自治体の裁量で可能となります。第7期事業計画では、課税層の一部の所得段階の細分化を行い、17段階に設定しています。

低所得者層については、国基準の保険料率より低く設定することで低所得者への配慮が行われています。

第8期計画における保険料の段階設定についても、引き続き17段階の所得段階別保険料を設定します。

(2) 保険料収納率について

第8期計画の予定保険料収納率については、第7期計画の収納実績を考慮し、98.5%とします。

(3) 調整交付金について

調整交付金とは、所得が全国平均よりも低く、また、後期高齢者が多いことにより介護保険の財源が不足することのないよう、国が各地方自治体の財源5%程度を交付金として拠出し、自治体間の格差を調整するものです。

第8期計画における調整交付金の割合は、3年間の平均で5.46%程度と見込みます。

(4) 介護給付費準備基金の取り崩し

第1号被保険者の保険料は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、西東京市では中期的に安定した財源確保を可能とする観点から、「西東京市介護給付費準備基金条例」を制定し、各年度の剰余金の範囲内で積み立てを実施しています。第7期計画の保険料設定に当たっては、介護給付費準備基金を活用して保険料の上昇を抑制しました。

第8期計画における基金の活用については、第7期計画期間中に積み立てた約6億5千万円を取り崩し、第1号被保険者の保険料上昇の抑制を図ります。

2 第1号被保険者保険料

■西東京市の第8期介護保険料所得段階別保険料

段階	対象者	保険料率 (注1)	第8期 保険料額	(参考) (注2) 第7期 保険料額
第1段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方、又は生活保護の受給者の方、又は老齢福祉年金の受給者の方であって、世帯全員が住民税非課税の方	0.48→ 0.28 (軽減後)	20,300円 (1,697円)	21,400円 (1,785円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方であって、第1段階に該当しない方	0.64→ 0.39 (軽減後)	28,300円 (2,363円)	29,800円 (2,486円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、第1段階又は第2段階のいずれにも該当しない方	0.67→ 0.62 (軽減後)	45,000円 (3,756円)	47,400円 (3,952円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.88	63,900円 (5,332円)	67,300円 (5,609円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	1.00	72,600円 (6,058円)	76,400円 (6,373円)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	83,600円 (6,967円)	87,900円 (7,329円)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25	90,800円 (7,573円)	95,600円 (7,967円)
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	109,000円 (9,087円)	114,700円 (9,560円)
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.65	119,900円 (9,996円)	126,100円 (10,516円)
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.75	127,200円 (10,602円)	133,800円 (11,153円)
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.80	130,800円 (10,905円)	137,600円 (11,472円)
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	1.85	134,400円 (11,208円)	141,400円 (11,791円)
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	1.90	138,100円 (11,511円)	145,300円 (12,109円)
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	1.95	141,700円 (11,814円)	149,100円 (12,428円)
第15段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	2.00	145,300円 (12,116円)	152,900円 (12,746円)
第16段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	2.20	159,900円 (13,328円)	168,200円 (14,021円)
第17段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	2.30	167,200円 (13,934円)	175,800円 (14,658円)

注1 第1～第3段階の保険料率は、低所得者対策の強化により保険料が軽減されている。

注2 (参考) 第7期保険料額の第1～第3段階の金額は、低所得者対策の強化後の金額を記載している。

西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期) 概要版

令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)

令和3年(2021年)3月発行